

| | 国名 | 原賠制度を規定する法律 | 原子力事業者に対する責任制限 | | | |
|--------|--------|---------------------------------------|----------------|--------------------------------------|---|------------------------------|
| | | | 制限の有○無× | 責任限度額 | 責任限度を超えた場合の対処 | 補償の上限 |
| | 日本 | 「原子力損害の賠償に関する法律」 | × | - (無限) | 責任限度はないが、賠償措置額を超え必要と認められるときは国が援助する。(16条) | 上限規定なし (国の援助) |
| 近隣諸国 | 韓国 | 「原子力損害賠償法」 | ○ | 3億SDR (約369億円) 3条の2 | - | 3億SDR (約369億円) |
| | 中国 | 國務院の回答 (該当する法律なし) | ○ | 3億元 (約38億円) 7項 | 国家が8億元を限度に財政補償を行う。(7項) | 8億元まで (約103億円) |
| | 台湾 | 「核子損害賠償法」 | ○ | 42億台湾ドル (約115億円) 24条 | 死亡・傷害を優先し、賠償総額の10%を後日発見された損害に取り置く。(33条) | 42億台湾ドル (約115億円) |
| 原子力既設国 | インド | 「原子力損害に関する民事責任法」 | ○ | 150億ルピー (約239億円) 6条2(a) | 国が3億SDRまで賠償する。(7条1(a))。国は事業者からの賦課金で基金を設ける(7条2)。 | 3億SDR以上 (約369億円) 6条1 |
| | ロシア | 「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」 | ○ | 連邦の国際協定に規定された額 ※3 (約204億円) 55条 | 連邦が損害の賠償金満額を填補するために必要な金額を助成する。(57条) | 上限規定なし (連邦の助成) |
| | フランス | 「原子力分野における民事責任に関する法律」(条約を直接適用する制度) | ○ | 9146万9410.34ユーロ (約98億円) 4条 | ブラッセル補足条約の限度内(3億SDR)で国により補償される。(5条)配分方式を定める(13条) | 3億SDR (約369億円) |
| | ドイツ | 「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」(原子力法) | × | 無限 31条1 | 資金を上回る賠償が予想される場合は、国が配分や手続きを規制する(35条) | 上限規定なし (事業者の資金の限り) |
| | 米国 | 「原子力法」(原子力法170条の改正法を「プライスアンダーソン法」と呼ぶ) | ○ | 賠償措置の最大額 (争訟費用を含む) 170条e(1) | 責任額の15%以上の支払いを保留(170条o)、大統領が議会に対して補償計画を提出(170条i) | 上限規定なし (大統領、議会が決定) |
| | スイス | 「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」 | × | 無限 3条1 | 連邦議会が政令により賠償金支払制度を作つて適切に配分する(29条) | 上限規定なし (賠償金支払制度) |
| | イギリス | 「原子力施設法」 | ○ | 1億4000万ポンド (約181億円) 16条(1) | ブラッセル補足条約の限度内(3億SDR)で議会在が決定した資金を利用できる(18条1,1A,1B) | 3億SDR以上 (約369億円) 18条1B |
| 新規導入国 | ベトナム | 「原子力法」 | ○ | 1.5億SDR (約185億円) 88条 | 支援基金(企業・個人の支援、その他の源泉)が使われる(91条1b) | 上限規定なし (支援基金) |
| | ポーランド | 「原子力法」 | ○ | 1.5億SDR (約185億円) 102条1 | 事業者が有限責任基金を設置、設置や配分は法律に規制される(102条2)。 | 1.5億SDR以上 (約185億円) |
| | マレーシア | 「原子力エネルギー免許法」 | ○ | 施行時の5000万リンギットに相当する額 59条 | 下院の決議により追加資金を拠出(61条2)。裁判所は公平な配分のための命令を下す(65条) | 上限規定なし (追加資金拠出) |
| | インドネシア | 「原子力エネルギー法」 | ○ | 4兆ルピア (約332億円) 34条 | - | 4兆ルピア (約332億円) |